

平成30年門真市議会第1回定例会

平成30年3月9日本会議

◆13番（戸田久和議員）

件名5、選管が考える開票立会人の点検作業の具体について。

1、12月議会の総務建設委員会では公明党武田委員への答弁の中で、選管は小選挙区の開票作業では、開票立会人のうち、お一方が確認作業の最初から投票用紙を1票ずつ点検されましたので、その後の各候補者の得票集計ができない状況となり、開票結果の発表まで時間がかかる結果となりましたと答弁している。これを見ると、選管は開票立会人が1票1票めくって点検すること自体が、開票作業をおくらせる原因となったと考えているとしか思えないが、どうか。

2、選管は開票立会人に対して、どのようなやり方、形態での票の点検を望ましい範囲だと考えているのか。具体例を示してほしい。票束の全数点検ではなくて、票束の一部だけの点検方式などなのか。

3、選挙での数万規模の票について、100人規模の市職員が5重にチェックして有効だと判断した票を、改めて少数の、今回の小選挙区であればたった3人の開票立会人の点検を受けるとは一体、開票立会人に対してどういう発見を期待してのことなのか。1票1票ごとの有効・無効の点検という職務において、両者の作業はどのような関係にあるのか。

4、10.22衆院選の小選挙区の開票立会人は、立憲民主党の村上候補推薦の私と、公明党の伊佐候補推薦の公明党の後藤太平市議、そして選挙管理委員で元共産党市議の石橋章一さんの3人でした。その中で私は、公明党、伊佐氏への投票束の点検をしたのみで、しかも開票立会人のところに来た280束もの伊佐候補の票のうち、180束を点検したのみでした。これだけで夜中の2時過ぎまでかかってしまい、余りの疲労の激しさに、残りの投票束の点検を放棄せざるを得ませんでした。こういう私の作業放棄は、点検作業をちゃんとやらなかったことになるのではないのでしょうか。

また、票束を手にとって点検することがほとんどない開票立会人の場合はどうでしょう。

5、選挙の開票作業とは常設の選挙管理委員会及びその指揮下で作業する100名規模の市職員と、選挙の時々に個別臨時的に就任する少人数の開票立会人との共同作業によって、開票集計作業を公正かつ能率的に行うものだと、私は考えます。そして、また、常設機関である選管と選管事務局は、開票立会人側が公正かつ能率的に作業を行えるよう、工夫や配慮を重ねていくのが当然の常識だと思います。職責だとも思います。これらの点を選管はどう考えているのか。

6、2000年衆院選以降のこの18年の間で、選管が開票立会人側が公正かつ能率的に作業を行えるように何か改善した例はあるか。あるとすれば、いつ、どのような改善をしたのか、具体的に回答されたい。

以上が私のこの項目での質問ですが、あらかじめ申し上げておきますと、私は通常なら少

しでもましな答弁になるように頑張るのですが、この事件に対する選管のごまかし、責任転嫁の姿勢は12月議会からずっと変わっていないので、私としては答弁改善案で無駄にあがくよりも、選管の性根の腐った答弁をそのままさらしたほうが証拠として使えてよいと考えました。どうやったら選挙管理委員会と市職員、そして開票立会人の3者が力を合わせて、よりよい開票作業をしていけるのかということに全く熱意も配慮もない答弁が今から始まりますから、皆さんお聞きください。それでは、答弁、どうぞ。

◎岡一十志 行政委員会総合事務局次長

戸田議員の御質問につきまして、私から御答弁申し上げます。

選管が考える開票立会人の点検作業の具体についてであります。

まず、昨年12月の総務建設常任委員会での答弁で選管は、開票立会人が1票1票点検することを開票作業をおくらせる原因になったと考えているのではないかにつきましては、昨年12月の総務建設常任委員会の答弁では、事実経過を述べただけであります。

次に、選管は開票立会人に対してどのような方法での点検を望ましいと考えているのかにつきましては、公職選挙法第67条に、「投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならない。その決定に当たっては、第六十八条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。」と規定されており、法の趣旨に沿って開票立会人みずからが判断するべきことと考えております。

次に、開票立会人に対して期待することや点検作業における市職員と開票立会人との関係につきましては、開票立会人の点検における職務は、公職選挙法第67条に規定されているとおりであります。

また、市職員による点検作業は、過去の判例、実例等によって有効・無効の仕分けをし、開票立会人及び開票管理者に回覧することです。

次に、前回の衆院選で村上候補推薦の開票立会人である戸田議員が、180束を点検したのみで、点検を放棄したことや、票束を手にとって点検しない開票立会人は、開票作業をきちんとしなかったことになるのではないかにつきましては、開票立会人の業務については、多岐にわたって公職選挙法等に規定されており、法の趣旨に基づいて判断されるべきものであり、選管職員が判断する立場ではないと考えております。

次に、選挙の開票作業は市職員と開票立会人との共同作業によって、公正かつ能率的に行うものであることや、工夫や配慮を重ねていくことが選管の職責であるのではないかにつきましては、開票作業に携わる者が、公正かつ能率的に業務を行うことは当然であります。しかしながら、市職員は地方自治法第180条の3に基づき、職務命令により開票作業に従事するのに対し、開票立会人は候補者や政党等により選任され、選挙管理委員会に届け出られた方であり、その業務については投票の効力の点検や、開票録への署名など多岐にわたって公職選挙法に規定されておりますことから、市職員と開票立会人とは、おのずと立場や職

責が大きく異なるため、共同作業という考えにはなじまないものと考えております。

また、開票立会人が公正かつ能率的に作業を行えるよう、これまでもさまざまな改善に取り組んできております。

次に、2000年衆院選以降で、開票立会人が公正かつ能率的に作業を行えるように選管として改善した事例につきましては、事前に開票立会人からの申し出があれば、積極的に説明することを心がけているとともに、2014（平成26）年衆院選からは、開票立会人が開票所に集合した時点で、開票の流れについての説明を行うようにし、その際の資料として、開票レイアウト表及び速報発表予定時間一覧表を配付しております。

また、開票開始直後に会場内を案内し、投票箱の空虚の確認とともに、開披台での職員の作業を近くで見えていただき、適正に開票作業が行われていることを確認していただくようにしております。

なお、次の選挙からは、昨年12月の総務建設常任委員会にて答弁いたしましたとおり、開票立会人に提供する資料をふやし、また、事前に送付するなどの対応を検討しておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。